

# 水俣芦北地域観光推進協議会規約

## （名称及び目的）

第1条 この会は、水俣芦北地域観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、地域内の新しい観光レクリエーション需要の変化に対応した魅力ある観光地づくりと、観光客誘致のための広域的な宣伝・誘致活動に必要な総合的事業の推進を図ることを目的とする。

## （事業）

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）広域的な観光連携事業
- （2）広範な観光関連産業との連携事業
- （3）その他、目的達成のために必要な事業

## （組織）

第3条 この協議会は、協議会の目的に賛同し、入会を希望する機関、団体及び事業所等をもって構成する。

## （役員）

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）理事 若干名
- （4）監事 2名

## （役員を選任）

第5条 役員は、総会において選任する。

## （役員の任期）

第6条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 役員に、事故もしくは人事異動等がある場合は、その残任期間を後任者が引き継ぐものとする。

## （役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会において会務を審議する。
- 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

## （顧問）

第8条 この協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の諮問等に応ずる。

## （会議）

第9条 会議は、総会、役員会とする。

## （総会）

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が召集し、次の事項を議決する。

- ( 1 ) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算
  - ( 2 ) 規約の制定及び改正
  - ( 3 ) その他会長が必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開くことはできない。
  - 5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 役員会 )

- 第 1 1 条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会は、会長が召集し、次の事項を審議決定する。
    - ( 1 ) 総会に提出する議案
    - ( 2 ) 総会から委任された事項
    - ( 3 ) 総会を開催するいとまのないときの緊急事項
    - ( 4 ) その他、会長が必要と認めた事項
  - 3 前条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、役員会について準用する。

( 総会の書面表決等 )

- 第 1 2 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、第 1 0 条の規定の適用については出席したものとみなす。

( 事務局 )

- 第 1 3 条 この協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、熊本県芦北地域振興局総務振興課に置く。
  - 3 事務局長は、熊本県芦北地域振興局総務振興課長の職にある者をもって充てる。

( 会計 )

- 第 1 4 条 この協議会の経費は、くまもと観光推進協議会助成金、市町・各種団体負担金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

( 補則 )

- 第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

( 附則 )

この規約は、昭和 6 0 年 5 月 2 3 日から施行する。

( 附則 )

この規約は、平成 6 年 6 月 9 日から施行する。

( 附則 )

この規約は、平成 7 年 6 月 1 9 日から施行する。

( 附則 )

この規約は、平成 9 年 6 月 6 日から施行する。

( 附則 )

この規約は、平成 1 2 年 6 月 2 3 日から施行する。

( 附則 )

この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。